

新潟県条例第3号

新潟県社会文化施設等整備基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 新潟県社会文化施設等整備基金条例（昭和56年新潟県条例第7号）
- (2) 新潟県美術品取得基金条例（昭和63年新潟県条例第46号）
- (3) 新潟県土地改良負担金総合償還対策基金条例（平成2年新潟県条例第15号）
- (4) 新潟県地域福祉基金条例（平成3年新潟県条例第9号）

附 則

この条例は、令和2年3月31日から施行する。